

平成27年6月15日

国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)届の
取扱いについて

兵庫県建築健康保険組合では、事業所から、「国民年金第3号被保険者 3号該当届」と「健康保険 被扶養者 該当届」とがいっしょに提出された場合、3号該当届の医療保険者欄に記入・押印のうえ、事業所に返送しているところです。

平成27年7月1日受付分から、3号該当届に記載漏れ、押印漏れがない場合、兵庫県建築健康保険組合は、医療保険者欄に記入・押印のうえ、保存用としてコピーし、原本を事業所に返送しないで、日本年金機構 兵庫事務センターに回送することとしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

(参考) 平成26年12月1日から、「国民年金第3号被保険者 被扶養配偶者非該当届」が兵庫県建築健康保険組合に提出された場合、記載漏れ、押印漏れがないか確認したうえ、日本年金機構 兵庫事務センターに回送しているところです。
詳細は、「掲示板」(2014.12.15 126)をご参照願います。